

令和4年11月24日

各私立幼稚園設置者 様
(新制度移行園を除く)

岩手県ふるさと振興部学事振興課総括課長

私立学校振興費（運営費）補助金事務取扱要領に定める「幼稚園教諭等に係る
処遇改善割」の取扱いについて（通知）

私立学校振興費（運営費）補助金事務取扱要領（以下、「要領」という。）に定める「幼
稚園教諭等に係る処遇改善割」の取扱いについては、下記によることとしますので、令和
4年11月24日以降はこれにより事務処理を行うようお願いします。

記

1 取扱いについて（要領5(1)ク関係）

別紙『私立学校振興費（運営費）補助金のうち「幼稚園教諭等に係る処遇改善割」の
取扱いについて』による。

2 その他

幼稚園教諭等に係る処遇改善実施状況調書（要領別紙9）等の提出については、別途
通知すること。

【担当】私学振興担当 佐藤

電話 019-629-5041 FAX019-629-5049

メールアドレス：AH0007@pref.iwate.jp